

No.	決定年度	担当課	事業名	事業概要	課題内容	課題に対する担当課の提案(解決方法)	今後の方向性(推進本部)		取組状況	達成状況
							所見(推進本部)			
1	H28	社会福祉課	家族介護者交流事業	日頃、高齢者を介護している家族等を介護支援から一時的に離れてもらい、介護者相互の交流を兼ねた日帰り旅行などにより心身のリフレッシュを図る。	利用者の半数が固定化されており、特定の者の利用となっている。参加人数も少ない。少ない参加人数であっても職員(社協)の随行が必要であり、社協の負担感が大きい。日帰り旅行は主に県内温泉施設を利用しているが、自己負担が1人当たりの総費用額の半額にも満たない。	介護者相互の交流については、デイサービスセンターや在宅介護支援センター等で家族介護者教室を開催し利用してもらうことで可能と思われる。ただし、介護者のリフレッシュについては、リフレッシュを図れるような内容を教室に盛り込む工夫が必要となる。	改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの市民が利用できるよう、早期に、担当課、関係機関及び関係者で協議し、平成29年度の「改善」に向けて準備を進める。</li> </ul>	平成29年度から、実施場所を県内温泉施設から市内福祉センター、認知症カフェに変更し、実施回数を年5回から7回に増やし随時実施している。全回(7回)終了し参加人数は22名となっている。 (「家族介護者交流事業」としては、廃止。)	<達成> (認知症カフェで代替し、気軽に利用できるようにしている)
2	H28	農業振興課	夢の平コスモス荘管理運営事業	夢の平コスモス荘は、中山間地域の農業、農村の活性化及び定住を図り、都市と農村との交流を推進するため設置された市の施設であり、指定管理者制度移行に伴い、管理運営を砺波市五谷観光企業組合に委託してきた。	築20年が経過し施設の老朽化が目立ってきており、部分的な改修工事を行っているものの施設全体の改修が必要となってきている。H27には、指定管理者及び専門家による改修を要する箇所について検証を行ったが、改修には相当額を要する状況である。単年度での大規模改修工事は困難であることから、施設の改修計画について検討する必要がある。	施設の改修には、多額の費用を要することが見込まれることから、(仮称)コスモス荘改修工事検討委員会を設置し、改修の必要性や改修箇所の選択について、十分協議することが必要である。検討委員会の協議をもとに、平成29年度以降の改修計画等を策定することが必要となる。	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の改修計画について、まずは庁内での検討組織を設置し、慎重に検討する。</li> </ul>	平成28年12月1日にコスモス荘庁内検討委員会を立ち上げ、これまでに4回の検討委員会を開催した。外部検討委員会として「コスモス荘あり方検討委員会」を、平成29年6月20日、7月11日に開催した。検討委員会の検討結果を踏まえて、今後、コスモス荘を夢の平レクリエーション地帯の一体施設として活用するため、「砺波市夢の平公園施設等指定管理者募集要項」の内容に反映した。指定管理期間を5年間(平成30年4月1日から35年3月31日)とした。	<達成>
3	H28	農地林務課	牛嶽ふるさと歩道維持管理事業	昭和54年に整備を行った牛嶽頂上(終点:牛嶽神社)への登山道は、二本杉(横住)コースと小牧コース(湯谷)が約6km整備されている。小牧コースは山頂に「直接登るコース」と尾根伝いに登る「稜線コース」がある。これまで草刈り等を森林組合に委託し維持管理を行っていたが、平成27年より富山県山岳連盟に加盟する「砺波登高会」のボランティアの活動により、さらなる登山の安全性や利便性を高めている。年間登山者約1,000人。	小牧コースは、「直接登るコース」が主に利用されているが、このコースの一部において、崩落し危険な箇所がある。修繕には重機等を使用することができないことからすべて人力となり、多額の経費を要する。	危険な箇所のある「直接登るコース」を廃止し、「稜線コース」を主たるコースに変更し、このコースのみを維持管理を行うこととしたい。このため、山林所有者、登山道に慣れ親しんでいる地元の湯山地区や砺波登高会と協議が必要となる。	縮小	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛嶽付近の登山コースの周遊性が確保できることを確認したうえで、安全確保及び復旧に係る費用対効果の観点から、2つある小牧登山コースのうち、安全確保が困難な山頂まで最短の「直接登るコース」を廃止し、尾根伝いに登る「稜線コース」の維持管理を行う。</li> <li>早急に、通行止めの看板等を設置し、安全確保をするとともに、関係機関へ周知し、平成29年度から「縮小」の方向とする。</li> </ul>	平成29年度から「稜線コース」を整備し、維持管理を行っている。現在は、通行注意の看板を設置している。	<達成>

No.	決定年度	担当課	事業名	事業概要	課題内容	課題に対する担当課の提案(解決方法)	今後の方向性(推進本部)		取組状況	達成状況
							所見(推進本部)			
4	H28	商工観光課	JR城端線利用者 チューリップフェア入 場料割引事業	となみチューリップフェア誘客促進事業として、フェア期間中、JR城端線に利用して来場される観光客に対し、フェア入場料から300円割引を実施している。その減収分について予算額を上限として、砺波市花と緑と文化の財団に補助金で補填しているもの。(300円割引の内訳＝砺波市1/3、花と緑と文化の財団1/3、城端氷見線活性化推進協議会1/3)	となみチューリップフェアの誘客促進事業として、平成25年度より実施中のJR城端線利用者入場料割引については、割引期間(フェア会期中)及びフェア入場料割引に限定されており、砺波市の通年的な誘客促進となっていない。 (※フェア会期中の駐車場の混雑解消や道路渋滞の緩和及び城端線利用の促進に繋げている。)	JR城端線の利用者には、その特典割引として、チューリップフェアに限らず、市内観光施設や各種イベント等での特典(割引)を設ける。このことにより、通年的な施設入館者の増加と市民等の施設利用の促進、観光客へのサービス向上、JR城端線の活性化に繋がると考える。また、JR砺波駅での降車人数の増加に繋げ、JR砺波駅観光案内所(コミュニティプラザ内)の利用・販売促進の向上を図る。	改善	平成25年度より、となみチューリップフェアの誘客促進事業として、JR城端線利用者フェア入場料割引(300円割引)を実施してきたが、割引期間がフェア会期中に限定されていた。 そこで、通年的なJR城端線の利用促進及び市内観光施設等への誘客促進に繋げるため、JR城端線利用者が市内観光施設等に入館する場合の入館料等を団体割引料金とする「JR城端線利用者観光施設等割引事業」として、平成29年7月から実施している。	<達成>	
5	H28	生涯学習・スポーツ課	高齢者学級の開設	高齢者が学習活動を通して積極的に社会参加することにより、生きがいを持ち、活力ある住みよい地域づくりに貢献することを目的に、市内21地区に高齢者学級の実施を委託している。 また、年3回代表者等が出席して促進会議を開催し、講演会や地区活動の発表を行っている。	平成20年度まで地区公民館への委託事業としていたが、平成21年度から地区高齢者学級へ直接委託し、事業を行ってきた。しかし、その母体が依然として公民館であるとともに、地区における生涯学習機関の一元化を図り、事業を効率的かつ効果的に実施する必要がある。また、高齢者学級委託料は地区公民館の口座に振込んでおり、公民館活動の一環として行われている。	高齢者学級の促進会議については、公民館専門部会や公民館研究大会で発表することにより、それぞれの学級相互の、情報交換と担当者の資質向上を図ることができることから、高齢者学級を地区公民館活動の一環として位置付け、公民館委託運営事業に高齢者学級委託事業を統合し、幅広い年代に渡って公民館活動の活性化を図る。 また、地区老人クラブ活動の一環としての位置づけも考えられないか？	維持	高齢者学級の主体は各地区であり、中には公民館で事務処理をしているところもある。このため、平成28年8月22日の公民館長会議において、高齢者学級の運営母体を公民館として実施できないかなど、課題を提起した。その結果、高齢者の自立を促すためにも、当面は現状の運営体制が望ましいとの方向性が示され、現状維持で開設している。 平成31年度から希望地区のみ開設の方向で検討している。	検討中	
6	H28	企画調整課	ボランティア推進事業	市民一人ひとりが郷土に愛情と誇りを持ち、自分の参加できる分野でボランティア活動に取り組むことによって、魅力的なまちづくりに参画していただくことを目指し、市民の皆さんにボランティアへの関心を持っていただくため、「市民1人1ボランティア」を推奨し、「レッツボランティア」としてボランティアポイント制を導入している。 また、「市民1人1ボランティア」を題材とした作文・標語を年1回広く募集し、砺波市ボランティアフェスティバルにおいて優秀な作品を表彰している。	現在は、ボランティアポイント制をはじめとして、ボランティア関連の業務については砺波市社会福祉協議会が中心となって行っている。行政側では、平成22年度に企画調整課に市民協働・ボランティア支援係が設置されて以来、企画調整課がボランティアの所管課となっているが、社会福祉協議会の関係課が社会福祉課であることから、行政側でのボランティア推進業務が二極化している。	本事業については、開始から5年以上経過したことから、ボランティア担当の所管課を本来の実働部隊である社会福祉協議会と密接に関係のある担当課(社会福祉課)に一元化し、平成28年度から開始したシニア元氣あつぷ事業も含めて、ボランティア推進をさらに強化すべきである。	維持	平成29年度から、「市民1人1ボランティア」の標語コンクール募集業務を社会福祉協議会において実施し、ボランティア事務の一元化を図った。	<達成>	
7	H28	生涯学習・スポーツ課	チューリップフェア写 生画展事業	花と緑と文化の財団から委託を受けて、砺波市の花であるチューリップを通して、自然を愛する心を育み、心豊かな人間性を養うため、砺波市内の小・中学生を対象にチューリップフェア入場券を小・中学生に発行し、チューリップの写生する機会を提供している。また、提出のあった写生画については、審査を行い、夏休み期間中に砺波市美術館において展示(5日間)を開催している。 (出展 小学生は全員、中学生は美術部員)	この事業の実施当初は、小学生がチューリップフェアに来場し、チューリップを身近に親しんでもらうことを目的に始まったと思われるが、現在、砺波市花と緑と文化の財団から本課への委託事業となっている。 写生会専用のフェア入場券を市内小中学生全員に配布しているものの、小学校では一部の学年だけが現地で写生を行っており、そのほかは授業の関係等から、教室での描写や写生ではなく貼り絵等の創作作品が増えている。一方、中学生からの出展は美術部員のみである。小学校長会からも、新学期早々であるため指導が困難であることや授業に支障が生じていること、また会場までの交通費や家庭での負担もかかること等から事業の検討を要望されている。	各学校における写生会の実施は、授業等の関係から困難になってきている。このため、事業の委託者である砺波市花と緑と文化の財団において、廃止を含めて目的の検討を求める必要がある。	H29 維持 H30 改善	平成29年度事業については、市小学校長会及び花と緑と文化の財団と協議し、学校現場の負担を減らしつつもふるさと学習の一面を残すために自由公募の形式に変更し、「チューリップフェア絵画展」と名称を改めて実施した。 平成30年度からは、財団の自主事業として実施するよう協議をしていたが、財団からは実施しない旨の方針が示された。	検討終了 (推進本部からは「維持」の方針が示されたものの、実施機関である財団が実施しないことを決定した。)	

No.	決定年度	担当課	事業名	事業概要	課題内容	課題に対する担当課の提案(解決方法)	今後の方向性(推進本部)		取組状況	達成状況
							所見(推進本部)			
8	H28	企画調整課	三世代同居推進事業	家庭内での子育てや高齢者介護など世代間で支え合う機能が期待される三世代同居を推進することを目的として、9つの事業で幅広く総合的に支援を行う「砺波市三世代同居推進事業」を実施している。	複数の部署にまたがってそれぞれ実施されている本事業においては、市民ニーズや課題の共有化を図るため横断的な推進体制の整備が必要である。また、平成27年から平成31年の5か年事業である本事業は、事業中間年3年目を迎える平成29年度において、近居要件の追加や、各事業の見直しなどが検討されていることから、協議の場が不可欠である。	本事業の担当部署で構成する横断的な委員会(検討会)の設置。	維持又は改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期に、三世代同居推進事業に係る「横断的な検討会」の設置が必要である。</li> <li>・その検討会で、三世代同居全般に関して、これまでの実績とニーズを確認し、平成29年度から「維持」又は「改善」する方向で協議を進める。</li> <li>・併せて、三世代近居の対応についても検討する。</li> </ul>	庁内において横断的な検討会を開催したところであり、さらなる三世代同居の推進を図るため、平成29年度から一部の事業を除いて、認定要件を近居まで拡大するとともに、補助額も拡大した。	<達成>
9	H28	総務課	投票区(投票所)の見直し	砺波市では、現在、21地区に22か所の投票区を設置し、各選挙において当日投票所を開設している。(合併後、21地区に25か所あった投票区について、平成21年度以降、選挙人名簿登録者の数が300名以下の小規模の投票区の統合を進めており、平成21年6月から梅檀山投票区を3か所から1か所へ、平成27年1月からは梅檀野投票区を2か所から1か所へ統合している。)	市内に22ある投票区のうち、東山見地区のみが2か所の投票区を設けており、そのうち東山見第2投票区(農村環境改善湯山サブセンター)については、有権者数も市内で最も少なく(138人/H28.6.2現在)、東山見第1投票区(庄川ふれあいプラザ)への車での移動も可能なことから、これを廃止する方向で検討が必要である。	東山見第2投票区の廃止については、投票所としても利用している農村環境改善湯山サブセンターの指定管理の今後の状況(地域団体の更新意志や市としての当該施設への財政支援の状況等)を踏まえた検討が必要であり、施設所管課の農業振興課と連携のうえ、協議を行う。	統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年4月まで各種選挙が予定されているため、平成29年度から担当課は関係機関、関係者へ「統合」に向けた協議を行う。</li> <li>・周知期間を経て、平成30年度以降の実施に向け調整する。</li> </ul>	東山見第2投票所(砺波市農村環境改善湯山サブセンター)の東山見第1投票所(庄川ふれあいプラザ)への統合に向けた地元協議を進めるため、平成29年9月及び10月に、地元市議会議員、東山見地区自治振興会長、湯山・湯谷自治会長、庄川町農村環境改善湯山サブセンター運営委員会会長への説明を行った。 また、11月には、関係自治会(小牧、湯谷・湯山、落シ・名ヶ原)等への説明会を開催し、東山見第1投票所と第2投票所の統合についてご了解をいただいた。 平成30年5月31日に開催した選挙管理委員会において統合が決定し、6月2日に施行した。また、東山見投票区の世帯にお知らせのチラシを配布した。	<達成>
10	H28	生活環境課	チャイルドシート購入費補助金	幼児用補助装置(チャイルドシート)の普及を促進し、乳幼児を交通事故による死傷事故から守るために一般家庭がチャイルドシートを購入した場合にその費用の一部を補助。	制度を開始して約16年が経過しており、当初の幼児用補助装置(チャイルドシート)の普及促進の目的が達せられ、装着が定着している。 また、県内他市はすべて廃止しており、いつまで継続するのかが課題である。	他の子育て支援制度の拡充を行い、本制度は廃止するべきである。	H29 維持 H30 廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(H29)利用実績が多く、廃止は困難であることから、平成29年度まで現状を維持する。</li> <li>・(H29)利用実績が多く、廃止は困難であることから、平成29年度まで子育て世帯への直接的な支援であり、市としての特徴となっている。</li> <li>・(H29)利用実績が多く、廃止は困難であることから、平成29年度まで当面は維持するものの、当初の交通安全対策から、子育て支援策へ事業目的が変わっていることを踏まえ、平成29年度以降、他の子育て支援制度の拡充など代替案を検討したうえで、改めて検討する。</li> </ul>	関係課(こども課)と検討を行ったが、他の子育て支援制度の拡充などには、額が少額(約700千円)であるため、平成31年度以降に廃止したいと考えている。	検討終了  (平成30年度をもって廃止する)

No.	決定年度	担当課	事業名	事業概要	課題内容	課題に対する担当課の提案(解決方法)	今後の方向性(推進本部)		取組状況	達成状況
							所見(推進本部)			
11	H28	農業振興課	有害鳥獣等予察等事業費	中山間地域では、イノシシの生息区域が拡大しており、農作物への被害が増大する中で、各地区では侵入防止電気柵の設置が進められており、市では関係機関と連携し技術的な被害防止対策として、平成24年度から電気柵の設置やイノシシの頭数を減らす対策として捕獲檻の設置による対策を講じてきた。	電気柵の設置にあたっては、地元負担を軽減するため事業費の15%となるよう補助金を交付し積極的な支援を行ってきた。電気柵の設置が概ね進んだことから、他市の状況を見ながら補助率の見直しを検討する必要がある。しかし、未整備箇所もあることから、地元関係者と十分協議し、段階的な縮減を行う必要がある。 また、捕獲檻の管理、捕獲処分については捕獲隊に委託しているが、近年の捕獲頭数の増加から委託料の増加、捕獲隊への負担増加となっている現状がある。	関係機関や関係者と協議・調整を行い、補助率の上限を見直し、段階的に補助金の削減を図る。 イノシシの捕獲管理委託料、捕獲処分委託料については、イノシシの発生状況を見ながら検討する。	維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費全体(市等)の補助率は、平成29年度まで、85%として現状を維持する。</li> <li>その後は、次の①及び②などについて検討する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市の補助率あるいは予算額を固定し、事業費全体の補助率が減少したとしても、それに市が上乗せ補助はしない。(結果、地元負担率が上がる。)</li> <li>② 市の補助率を固定する一方、事業費全体の補助率が減少した場合は、市が上乗せ補助をするが、現行と異なり、平成29年度からの3年間で段階的に当該上乗せ補助を減少し、地元負担率が30%になるようにする。</li> </ul> </li> <li>捕獲に関する支援策の充実については、ニーズ調査のうえ別途検討する。</li> </ul>	平成30年度は、県の事業等が継続したことから、現状を維持するが、平成31年度以降に向けて、引き続き検討する。	検討中
12	H28	高齢介護課	居宅介護支援事業	介護保険法等に基づき、要介護認定者等や家族の希望に添った居宅サービス計画を作成し、当該計画に基づいた居宅サービスが確保されるよう関係機関と連携、調整の支援を行うもの。	当事業所は、砺波市地域包括支援センターや市社会福祉課と速やかに連携を行いながら支援困難な利用者(本人や家族に問題がある場合など)へも居宅介護支援を行っていることが特徴である。収支のバランスが良好であり、今後も同様の状態が見込まれると予測される。引き続き市直営で事業を行うのか、また、現在市全体の1割程度を担っている規模を今後どうすべきかが課題である。	団塊の世代が75歳以上となり、要介護状態となる高齢者の更なる増加が見込まれる2025年(平成37年)を目処に、国では地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築が推進されていることを見据えながら、社会福祉協議会などへの移行を一つの方策として検討してはどうか。	維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成37年度までが要介護状態となる高齢者の増加が見込まれることに鑑み、当分の間「維持」とするとともに、引き続き調査・研究する。</li> </ul>	居宅介護支援を必要とする高齢者の数が増加し続ける中、介護支援専門員の確保・職場定着が課題となっており、介護職員(ホームヘルパー)と同様の処遇改善に向けた取組みを行っている。 第7期砺波市高齢者保健福祉計画に基づき、平成29年度事業の運営状況を検証して調査・研究をしている。	調査・研究中
13	H28	高齢介護課	ホームヘルパー派遣事業	介護保険法等に基づき、要介護認定者等に対して可能な限り在宅において、本人の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように居宅サービス計画に基づきホームヘルパーを派遣して支援を行うもの。	ホームヘルパー派遣事業を実施している当事業所は、介護格差が生じることのないように山間地などの不採算地域や支援困難な利用者(本人や家族に問題がある場合など)へもヘルパー派遣を行っている。平成25年度末に事業所を1拠点削減(4拠点⇒3拠点)して再編してきたところであるが、平成27年度の介護報酬のマイナス改定などにより収支のバランスが悪い状態が続いている。今後5年の間に嘱託ヘルパーの半数近くが定年退職を迎えることもあり、引き続き事業を市直営で運営するのか、また、運営する場合はその規模をどうすべきかが課題である。	団塊の世代が75歳以上となり、要介護状態となる高齢者の更なる増加が見込まれる2025年(平成37年)を目処に、国では地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築が推進されていることを見据えながら、社会福祉協議会などへの移行を一つの方策として検討してはどうか。	維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成37年度までが要介護状態となる高齢者の増加が見込まれることに鑑み、当分の間「維持」とするとともに、引き続き調査・研究する。</li> </ul>	介護を必要とする高齢者の数が増加し続ける中、介護人材の確保・職場定着が課題となっており、介護職員(ホームヘルパー)の処遇改善に向けた取組みを行うとともに収支の改善を図っている。 第7期砺波市高齢者保健福祉計画に基づき、平成29年度事業の運営状況を検証して調査・研究をしている。	調査・研究中

No.	決定年度	担当課	事業名	事業概要	課題内容	課題に対する担当課の提案(解決方法)	今後の方向性(推進本部)		取組状況	達成状況
							所見(推進本部)			
14	H28	こども課	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の保健の向上と健康の増進を図ることを目的に、ひとり親家庭の父又は母及びその監護する児童または父母のない児童とその児童を養育している養育者を対象に医療費を助成。	県準則では、所得制限額は児童扶養手当支給制限額(扶養無しの場合192万円)を準用しているが、当市は児童手当支給制限額(同622万円)を準用している。 県下では所得制限を撤廃している黒部市を除けば最も高い。経済的には困窮状況にないと思われるひとり親について助成対象となっている。	通院治療について、所得制限額(扶養無しの場合)を年収500万円相当=所得額338万円(給与所得換算額-社会保険料相当額)に引き下げる。他方、入院治療については、収入の減少も考えられ、ひとり親家庭の家計に与える影響が大きいと想定されることから、所得制限額を現状維持とする。これにより生じる財源(27年度実績に基づく試算27世帯分、280万円)を、新たなひとり親家庭等への支援事業に充当する。具体例として、ひとり親家庭の児童への土曜児童保育(母子寡婦連合会への委託)や学習支援事業(学習塾への委託による無料教室の開催)が想定される。 ※ その他、資格取得の助成、病気時における子育て支援等も想定される。	維持	所得制限のあり方については、県内他市町村において昨年度と変更しないものの、緩和の方向で検討している町もあり、県内の動向にも注意しながら引き続き検討する。 学習支援ボランティア事業については、平成29年度から中学生を対象に塾形式で事業化している。 社会福祉課所管で、平成30年度から小学4年生から中学生を対象とした自習形式での事業を実施されている。	検討中 (新規事業については達成)	
15	H29	企画調整課	砺波市政バス	市民に砺波市の事業の実施状況や公共施設等を見学する機会を提供し、市政についての理解や関心を高めるとともに、率直な意見や提言を市政に反映させることを目的に実施。 実施方法 2方式(平成27年度～) ・「企画指定型」 日程、コースを市が指定し、参加者を募集する方式。 ・「企画募集型」 市民(個人又は団体)の提案による日程、コースにより参加者を募集する方式。ただし、コースの一部は市が指定できる。 いずれのコースも、6月～11月の期間で各々5回程度を実施回数とし、運行時間は午前9時～午後4時まで。定員は10名以上35名以内。参加費及びバス運行費は無料。施設入館料、昼食代等は参加者負担。	「企画募集型」の市政バスは、利用団体の90%は過去3年間のうち2回以上利用した実績があり、利用者が固定化されている。また、市政バス利用申請時に「目新しいところはないか」と尋ねられることが多く、参加費及びバス経費を無料としていることから、地区の高齢者の外出の機会として交流旅行目的の面も免れない。 一方、市政の現状や新しい施策、施設等のPRを行う「企画指定型」は、募集型の後ろに陰をひそめ、実態としては年1回となっている。	「砺波市第2次総合計画」がスタートしたことや、新たにオープンした施設などをPRして施設利用を促進するなど目的としていき、市で企画したものに参加いただく「企画指定型」の運行のみとし、「企画募集型」は廃止する。	縮小	平成30年度から「企画指定型」の運行のみとし、「企画募集型」は廃止する。 ・なお、「企画指定型」の内容は利用実績を踏まえたうえで見直し、参加者の増加を図る。	平成30年度から「企画募集型」を廃止し、「企画指定型」のみ運行する。内容等を検討し、参加者の増加を図る。	<達成>
16	H29	高齢介護課(健康センター)	地域包括支援センター(直営)運営事業	地域包括支援センターは主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の3職種において、介護予防、マネジメント支援、高齢者虐待防止等に関する業務を実施。	現在、主任介護支援専門員の有資格者は保健師3名(地域包括支援センター2名、健康センター1名)いるが、H28から更新等研修時間が増え、地域包括支援センター以外の配属先で更新研修を受講することになると、配属先での業務等に支障がでるため更新が困難な状況。介護支援専門員の更新研修についても同様の状況である。そのため、今後主任介護支援専門員を市の職員で確保していくことは厳しい状況にある。主任介護支援専門員受講資格者は数年目途がたっていない。 *主任介護支援専門員の資格取得までに人事異動がない場合で最低10年必要。①保健師等(5年以上経験有)で介護支援専門員の試験を受け、②資格取得後、通算5年以上介護支援専門員として実務経験し主任介護支援専門員研修受講が必要。③更新研修を受講しないと資格が取り消される。 *主任介護支援専門員取得を優先させると職員のジョブローテーションが硬直化し、地域包括支援センターに主任クラスの職員が必然的に増え、市役所全体としての保健師の人材育成に支障がでる。 *現在、研修費用等は現任期間の場合予算対応だが、配属が変われば自己負担しており研修費用も値上がりしており個人に負担がかかっている。 *主任介護支援専門員研修:12日間、44,000円更新研修:8日間、28,000円(法定外研修年4回受講していることが受講要件) *民間事業所の主任介護支援専門員も同様に確保が厳しい状況で民間からの派遣は困難。(介護職員不足、配置異動で要件を満たせない)	保健師、社会福祉士の人材育成、ジョブローテーションを優先し、30代から40代前半の保健師、社会福祉士の職員が主任介護支援専門員の資格を有するまで、嘱託職員で主任介護支援専門員(現在2人)の有資格者に主任介護支援専門員手当を支給し、市役所直営の地域包括支援センターの主任介護支援専門員を確保する。 また、地域包括支援センター以外の配属先で更新研修を受講する職員についても、研修費用を公費で負担する。	保健師等が、主任介護支援専門員の資格を取得できるよう、計画的な人事異動に努める。なお、正規職員で主任介護支援専門員の資格を有する者が欠員となる場合は、嘱託職員で主任介護支援専門員の資格を有する者に手当を支給し、人員を確保する。 *また、資格の取得及び更新に要する費用については、配属先に関わらず平成30年度から公費で負担する。上記の主任介護支援専門員(嘱託職員)の手当の額や支給時期及び正規職員の資格の取得や更新に要する費用の公費負担に関する予算措置など、詳細については担当課で検討を進める。	改善	主任介護支援専門員の育成・人材の確保については、保健師、社会福祉士、介護支援専門員等が所属する関係部署等(高齢介護課・地域包括支援センター・社会福祉課・健康センター等)にて協議を進め、平成30年度以降に「介護支援専門員及び主任介護支援専門員の研修・育成計画」を策定し、適正な事業実施を図る。平成30年1月から協議開始。	人事異動・・・協議中 公費負担・・・<達成>

No.	決定年度	担当課	事業名	事業概要	課題内容	課題に対する担当課の提案(解決方法)	今後の方向性(推進本部)		取組状況	達成状況
							所見(推進本部)			
17	H29	農業振興課	中山間地域農業活性化対策事業(湯山サブセンターの維持管理)	湯山サブセンターの指定管理者として、平成18年度より、地元の庄川町農村環境改善湯山サブセンター運営委員会を指定し管理を委託してきた。年間の維持管理費として、300千円を交付しており、現在の指定期間は平成23年4月1日～平成30年3月31日までとしている。	湯山集落については、高齢化や人口減少により、農村環境改善湯山サブセンターの施設維持管理が困難となっている。	農村環境改善湯山サブセンター運営委員会より、今後の施設維持管理が困難であるとの申し出があることから、平成30年4月1日以降の管理については農村環境改善湯山サブセンター運営委員会へ指定管理を委託しない方向で調整を行い、農村環境改善施設の廃止について検討を行う。	廃止	・平成35年度から農村環境改善施設を廃止する方向で、地元と協議を進める。 ・また、廃止後の施設活用については、投票所として使用していることや、土砂災害警戒区域であることに留意しながら、担当課等で検討を進める。	施設の管理については、地元市議会議員、東山見地区自治振興会長、湯山・湯谷自治会長、庄川町農村環境改善サブセンター運営委員会会長と協議し、助成額を段階的に減額するとともに指定管理期間を5年間(平成30年4月1日から35年3月31日)で終了するものとした。	<達成>
18	H29	教育総務課	小・中学校卒業記念品贈呈	市内の小・中学校の課程を修了する児童・生徒に対し、卒業記念品を贈呈するもの。 小学校:中学和英辞典 中学校:印鑑ケース、印鑑	他市の状況を見ても、卒業記念品を贈る市が少数派であること。 和英辞典は、電子機器の発展により、使用頻度が減っていること。 印鑑ケースは、作成者の高齢化が進んでいること。また、材料の品質にばらつきがあること。	・廃止とする。又は、縮小する。小学校のみ廃止とし、義務教育修了の中学校のみの記念品とする。 ・印鑑ケース(中学校)については、材料確保のため、H29年度は依頼済みである。H30年度以降の廃止を目指したい。	廃止	・小学校の卒業は、義務教育の通過点であることや、他市の状況を踏まえ、平成30年度から小学校の卒業記念品の贈呈は廃止する方向とし、「ふるさと」への愛着形成のため、副教材の充実を図るなど代替案も併せて担当課で検討を進める。 ・また、中学校の記念品については、印鑑ケースが伝統工芸品(庄川挽物)であることもあり、段階的な廃止を含めて担当課で検討を進める。	小学校卒業記念品については、平成30年度から廃止した。また、中学校卒業記念品については、段階的な廃止を含めて検討している。	小学校卒業記念品…達成 中学校卒業記念品…検討中
19	H29	生涯学習・スポーツ課	チューリップフェア絵画展(平成28年度まではチューリップフェア写生画展)	平成28年度までチューリップフェア写生画展として開催していたが、昨年の提案や小中学校長会の意見(学校行事としての取組は困難等)、(公財)花と緑と文化の財団との調整により、平成29年度からはチューリップフェア絵画展として実施されることになった。 主な変更点については、対象者が市内の小中学生から小学生だけとなったこと、応募が学校行事としての取組から自由応募となったことである。	入場券は財団から市内小学生全てに配布しており、また自由応募としたことなどチューリップフェアに限定した絵画として募集していることから、教育委員会としての事業よりもイベント色の強い事業となっている。 ※(公財)砺波市花と緑と文化の財団(チューリップフェア推進協会)からの受託事業になっている。	教育的な目的よりもイベント的な要素が強くなってきたため、(公財)砺波市花と緑と文化の財団の自主事業として実施をお願いしたい。 今年度から学校行事としてではなく任意の応募としたことから、今後は対象者を市内限定とせず全国規模等にすることや呉西圏域連携事業として呉西地区の小学生全てに入場券を配布することなど、柔軟な発想で事業展開が見込まれる。	改善	・平成30年度から(公財)砺波市花と緑と文化の財団の自主事業として実施するよう、財団と準備を進める。	財団と協議を行い、財団の自主事業扱いとした。実施するかどうかは財団の判断に委ねて、実施する場合は市教委も協力するものとした。(財団:H30から実施しない。)	検討終了 (推進本部からは「改善」の方針が示されたものの、実施機関である財団が実施しないことを決定した。)